

平成 21 年度 ILO/日本マルチ・バイ事業の概要及び実施状況

1. ASEAN地域の健康確保対策事業・環境整備事業 6千8百万円

WHO（世界保健機関）と連携し、ASEAN地域において、地域住民・労働者に対する保健医療システムの導入及び労使協調体制の構築による労働者保護に関する意識高揚の推進を図る事業。

2. 南アジアにおける若年者等の雇用機会確保・安定化事業 2千2百万円

スリランカにおいて、若年者雇用に関する普及啓発活動、就職のための基礎学力修得、モデル雇用対策等を実施する事業。

3. ASEAN地域の移民労働者対策事業 2千8百万円

ASEAN地域において、無秩序な労働者移動による労働市場の混乱の防止や、我が国への不法移民流入圧力を軽減するために、送出国における起業支援、受入国における移民労働者の権利啓発等を実施する事業。

4. 地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業【新規事業】 3千7百万円

ASEAN等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援を実施する事業。

地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業(グリーン・ジョブ支援事業)

プロジェクト構成

Development Objective(上位目標)

特定のセクターにおいて、環境変化に関する削減対策に対応する能力構築を適当な国内機関に対して行う。

Immediate Objective 1(事業目標1)

環境圧力に対する職場の対応への課題・機会に関する政労使の理解が向上する。

Output(成果)

1. ILOおよび国内・国際専門家で構成されるチームによる調査が行われる。
2. セクター選定をする専門家会合が、政労使代表を交えて日本で行われる。
3. 調査結果および専門家会合における提言を踏まえたガイダンス・ドキュメントが作成される。

Immediate Objective 2(事業目標2)

職場における環境圧力に対応するための二者間協力支援のため、使用者団体(ナショナルセンター)および他の関連する組織・機関の能力を向上する。

Outputs(成果)

1. 参加する国内企業、および支援を行う多国籍企業(例:日系企業)が選定される。
2. 政労使リーダー及び起業ニーズに応じ、既存の訓練マテリアルが適合される。
3. 情報共有および政労使リーダー訓練が実施される。
4. 企業レベルにおいて訓練モジュールが実施され、成果・結果を収集する。

Immediate Objective 3(事業目標3)

職場レベルにおける環境圧力への対応に関する国レベルの二者協力の好事例について知識向上・意識改善がされる。

Outputs(成果)

1. プロジェクト成果の発行
2. タイおよびフィリピンにおいてナショナルフォーラムを開催する。
3. 地域フォーラムを日本にて開催する。

地球環境に配慮した雇用戦略支援事業(グリーン・ジョブ支援事業) 論理的枠組み(Logical Framework) (仮訳)

対象グループ: 労働者、使用者、ILO 政労使代表者			
GBA: Supporting Decent Work and Green Jobs in Asia		プロジェクト期間: 3 年間 (2009-2012)	
プロジェクト構成	指標	検証方法	外部条件
DEVELOPMENT OBJECTIVE(上位目標) 特定のセクターにおいて、環境変化に関する削減対策に対応する能力構築を適当な国内機関に対して行う。	<ul style="list-style-type: none"> 職場における環境的影響の削減、グリーンな生産が企業レベルで行われる数が上昇する。 選定された企業がグリーンな経験を統合、生産性の改善、生産の環境的影響の削減に関して、ディーセントワークを確保しつつ、労働者が広範囲な技術セットを作成する。 訓練プログラムにおいて好事例が作成され、政労使リーダーの参加と共に、実施結果が普及・他企業へ複製される。 	<ul style="list-style-type: none"> 年次報告書 実施報告書 技術的進捗報告書 周期財政報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 途上国における企業による環境影響の削減の必要性が増加していること。 環境変化によって起こりうる問題・課題について理解をする必要性が高いこと。 プロジェクト参加機関が、労使協議の発展の必要性について留意していること。
IMMEDIATE OBJECTIVE 1(事業目標) 環境圧力に対する職場の対応への課題・機会に関する政労使の理解が向上する。	<ul style="list-style-type: none"> 政労使団体リーダー4名～5名が、それぞれの国においてILOの訓練に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者リスト 作成された訓練マテリアル 訓練実施に係るフィードバック 	<ul style="list-style-type: none"> 政労使がこれら問題に対しての理解が限定的であること。
OUTPUTS(成果) 1. ILOおよび国内・国際専門家で構成されるチームによる調査が行われる。 2. セクター選定をする専門家会合が、政労使代表を交えて日本で行われる。 3. 調査結果および専門家会合における提言を踏まえたガイドンス・ドキュメントが作成される。	<ul style="list-style-type: none"> 調査チームにより、調査文書が作成される。 ハイレベル及び地域専門家会合評価報告書が作成される。 紙及び電子媒体でガイドンス・ドキュメントが発行される。 	<ul style="list-style-type: none"> ハイレベル・地域専門家会合前に、参加者全員に調査報告書が共有される 議事録 ガイドンス・ドキュメントにて、タイ及びフィリピンにおける実施セクターの確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 適確な代表がいること、そして参画が可能なこと。

<p>ACTIVITIES(活動)</p> <p>プロジェクト協議会(PAC: Project Advisory Committee)を設置する。</p> <p>1.1.2 第1回プロジェクト協議会を開催し、事業目的のアウトラインを作成。今後四半期ごとに定期的に開催する。</p> <p>1.1.3 調査業務概要を作成し、調査チームを編成する。</p> <p>1.1.4 調査を実施する。</p> <p>1.1.5 調査結果のレビューを行い、PACにてコメントを募る。</p> <p>1.2.1 ハイレベル専門家会合を開催する。</p> <p>1.3.1 調査結果について協議を行い、専門家会合におけるアウトプットを踏まえてガイダンス・ドキュメントの編纂を行う。</p> <p>1.3.2 ガイダンス・ドキュメントの編集および配布を行う。</p> <p>1.3.3 ガイダンス・ドキュメントの分析を行い、企業レベルでの実施活動について準備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政労使及びドナー代表者を含む、プロジェクト協議会(PAC)がそれぞれの国において設置される。 四半期会合議題 業務内容が作成される。全国の機関及び専門家、及び日本からの専門家からなる、調査チームが組織される。 調査を基にした報告書が準備される。 PACにコメントを図る。最終報告書案が準備される。 日本において会合を2日間開催する。(参加者約20~25名) 議事録、報告書、プレゼン資料等がILOのグリーンジョブHPからアクセス可能になる。 報告書案が作成される。 ガイダンス・ドキュメントがILO及びその他の機関に、タイ、フィリピン領国における、企業レベルでの実施に関して明確な戦略を提供する。 アクションプランが起草される。企業レベル活動のための次のステップが明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全メンバーの連絡先 将来の会合のアジェンダにかかる合意を示したPAC議事録 業務内容について関係各所(ILOバンコク、ILO東京、関係機関/専門家)から署名を貰う 調査レポートが準備される PACメンバーのコメント、報告書の案及び最終版 調査ドキュメントが議論に使用される。結果が参加者にて確認される。 参加者リスト及び会議財政報告 レポート案が利用可能 ガイダンス・ドキュメントの完成 参加者のリスト。リストの送付。 プロジェクト協議会を通じてILOにおいてアクションプランが利用可能になる。 	
<p>IMMEDIATE OBJECTIVE 2(事業目標)</p> <p>職場における環境圧力に対応するための二者間協力支援のため、使用者団体(ナショナルセンター)および他の関連する組織・機関の能力向上する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの国において、訓練プログラムにより効果が裨益する。 訓練された企業により対策・イニシアチブが取られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状および生産性、持続性、及びILOによる推進、ガイダンス・ドキュメントによる支援を通じた好事例の実施によって実 	<ul style="list-style-type: none"> ILOが選定された企業における職場のグリーン化に係る課題について留意すること。好事例の実施

		<p>現された社会改善について、選定された企業の広範囲リスト</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトによって作成されたパフォーマンス指標により改善度が測られる。 	を通じて、生産性、持続的な生産及びディーセンターワークの推進が実現される。
<p>OUTPUTS(成果)</p> <p><u>1.</u> 参加する国内企業、および支援を行う多国籍企業 (例:日系企業)が選定される。</p> <p><u>2.</u> 政労使リーダー及び起業にニーズに応じ、既存の訓練マテリアルが適合される。</p> <p><u>3.</u> 情報共有および政労使リーダー訓練が実施される。</p> <p><u>4.</u> 企業レベルにおいて訓練モジュールが実施され、成果・結果を収集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10~15 の企業が選定される。 訓練マテリアルが作成される。 政労使 10~15 名がそれぞれ参加する 15~20 の指標とベースライン基準 	<ul style="list-style-type: none"> 参加企業・多国籍企業との合意を得る。 企業の為の訓練モジュール(3 ~4 つ)、参加者の為の訓練マテリアル、サイト訪問実施。 修了した訓練の報告(参加者リストを含む) ベースライン基準を作成するための業務内容を専門家に発行する。 参加者リスト 収集した結果が生産性、資源活用効率及び労働条件に関する改善を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに掲げるトピックに関して興味があること、選定された会社が参加する意欲があること。
<p>ACTIVITIES(活動)</p> <p><u>2.1.1</u> PAC と協議しながら、タイ及びフィリピンにおけるプロジェクト参加企業の選定を行う。</p> <p><u>2.2.1</u> 現存するILO訓練マテリアルの棚卸しを行い、適合若しくは必要に応じて内容の追加をする。</p> <p><u>2.2.2</u> パイロットプログラムのためのトレーナーを選定し、ワークプランを作成する。</p> <p><u>2.3.1</u> 政労使団体代表とコンタクトを取り、参加者を選</p>	<ul style="list-style-type: none"> パイロット国よりそれぞれ 10~15 企業、可能ならば 1 国 1 セクター。 3~4 のモジュラー訓練(セクターの種類、職場のグリーン化の可能性に依存) パイロット国から最低 1~2 名のトレーナー(ILOからの可能性有り) 3~4 日間の訓練、10~15 名の政労 	<ul style="list-style-type: none"> 参加企業のリスト 訓練プログラム目次及びモジュールの説明 連絡情報及びトレーナーとの署名合意 訓練アジェンダ CEO の連絡情報及び署名合意 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン・チームが企業に対する影響力と権限を有していること。

<p>定。ガイドンス・ドキュメントにおいて明確化した課題について、政労使代表の訓練を実施する。</p> <p>2.4.1 それぞれのパイロット国において、プロジェクトにおける目標および期待される利益等について、参加企業の経営責任者(CEO)とのミーティングを開催する。</p> <p>2.4.2 パフォーマンス指標及びILO規則に基づくベースライン基準の選定を行う。</p> <p>2.4.3 タイ及びフィリピンの企業において、モジュラー訓練及び工場内支援が実施される。</p> <p>2.4.4 標及びベースライン基準に準じて、改善事項及び成果の収集を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 使リーダーが参加 • 企業の CEO が 10~15 名招待される。 • 企業からの参加者確定リストがプロジェクト協議会へ提出される。 • 企業レベルにおける生産性、資源効率性及び職場改善を測る 15~20 の指標 • 労使団体代表各 2 名が訓練に参加、「グリーン・チーム」の構成員となり、工場レベルでの支援を行う。 • 参加企業それぞれについて、実施結果・成果等を盛り込んだ報告書が作成される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 指標のリスト及び参加企業のためのベースライン指標 • 技術進捗報告書 • それぞれのトレーニングモジュールにおいて達成された結果の記録技 	
<p>IMMEDIATE OBJECTIVE 3(事業目標) 職場レベルにおける環境圧力への対応に関する国レベルの二者協力の好事例について知識向上・意識改善がされる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業を全国・地域レベルで推進・支援するためのネットワークが構築される。 • ドナーを交え、地域レベルへの拡大のためのステップについて協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 知識フォーラムのための参加者リスト • 他地域への拡大など含む、更なる活動のためのロードマップ 	<ul style="list-style-type: none"> • 全国・地方レベルに拡大可能であること。 • ガイダンス・ドキュメント及び実施報告書が他の企業においても適合されること。調整を行った上で他の地域に於いても当該事業が活用できる。
<p>OUTPUTS(成果)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクト成果の発行 2. タイおよびフィリピンにおいてナショナルフォーラムを開催する。 3. 地域フォーラムを日本にて開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> • ナショナルフォーラムにて 200 部が配布される。 • 国レベルフォーラムにおいて 100~200 名が参画する。 • 地域フォーラムが組織される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 発行費用の財政報告 • 各フォーラムに係るプレゼンテーション、参加者リストを含む報告書 • 合意されたフォローアップ活動を含んだ、地域フォーラム議事録 	<ul style="list-style-type: none"> • 資金があること。地域共有フォーラムの開催が必要。

<p>ACTIVITIES(活動)</p> <p><u>3.1.1</u> モジュール訓練によるアウトプットの収集、統一を行い、当初のガイダンス・ドキュメントと企業レベルの活動(政労使リーダー訓練及び企業レベル訓練)によって得られた成果・効果に基づき最終報告書の作成をする。</p> <p><u>3.1.2</u> 最終報告書の発行および普及を行う。(ハード及びソフト)</p> <p><u>3.2.1</u> ナショナルフォーラム参加候補者のリストを作成し、PACにて協議を行う。</p> <p><u>3.2.2</u> ナショナル情報共有フォーラムを開催する。結果等については企業レベルで共有され、気候変動による政労使の対応の課題としてハイライトされる。</p> <p><u>3.3.1</u> 地域情報共有フォーラムを組織する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資源運用における改善及び職場変化の分析について最終報告書が作成される。 報告書が200部(ハード及びソフト)発行される。 フォーラムへの参加に係る合意についてPACにて合意が得られる。 タイ及びフィリピンの企業からのコメント 参加人数及び場所の決定についてドナーと協議される。 	<ul style="list-style-type: none"> ドキュメント参加企業が、より良い仕事の改善をしつつ効率性および生産性の改善を行うため 記録及びオンラインドキュメント プロジェクト協議会議事録、参加者リストを作成。 進捗報告書および国内フォーラム参加者のコミットメントに関する議事録 進捗報告書および地域フォーラム参加者のコミットメントに関する議事録 	<ul style="list-style-type: none"> パイロット活動からの好事例が選定されること、訓練の成果と関連づけられること。 パイロットプロジェクトの結果・成果が好事例の複製のために普及されること。 資金が許すこと。
--	--	--	--

ILO／日本マルチ・バイ事業「ASEAN地域労使関係事業」
第2回労使関係チーム（IRT）会合について（結果）

【日時・場所】 平成21年4月29日・タイ（バンコク）

【出席者】 山本 ILO・総局長、ギーROAP 次長、ゴーシュ専門家、リショット専門家、樋口 CTA、フィフィ ASEAN事務局職員、労働者代表2名、使用者代表2名、中村日本 ILO協会会长
厚生労働省より安井国際協力室長補佐、江口協力調整係長が出席。

【会合趣旨】

標記会合は、我が国が拠出する「日・ASEAN・ILO労使問題プロジェクト」の実施内容について、政労使三者構成主義に基づき、事業共同実施者（ILO事務局、ASEAN事務局、我が国厚生労働省）とASEAN地域の労使関係団体の代表が協議を行うための会合である。

【結果概要】

平成21年度の「ASEAN地域における環境整備事業」のテーマ、リード国等について協議を行った。

① テーマ選定について

ゴーシュ氏より本年の地域セミナーのテーマについて3案の提示があり、日本側から昨年同様とし議論を深める提案を行ったが、ILOが提示した3案を軸に検討し、フィリピン、カンボジア、マレーシアより最近の経済危機を踏まえたテーマとしたい旨の発言があり、最終的には”Emerging Industrial Relations Issues and Trend in the ASEAN”と”Industrial Relations in the time of Financial/Economic Crisis”の2つを結合したものとすることとなった。

② リード国について

日本よりマレーシアが開催国となることを希望している旨を紹介したところ、特段の意見はなく、内定した。場所はクアラルンプールまたはその近郊とすることとなった。

③ 地域セミナーの開催時期について

日本より平成20年度の開催時期（2月下旬）より早期で各国の休日等を考慮し、2009年10月、11月のいずれかを提案したところ、12月中旬目途とすることとなった。

④ ツールキットの作成等について

日本より事業において作成するロードマップの一部として、企業レベルで活用可能なツールキット（ASEANが検討中のガイドラインや、それを実現するためのチェックリスト、インターネットリソースへのゲートウェイ等）を作成することを提案し、合意を得た。

ASEAN-ILO/日本労使関係プロジェクト協力委員会
(Project Cooperation Committee)結果

【日時・場所】

平成21年5月13日・ラオス(ビエンチャン)

ASEAN+3 高級事務レベル会合(SLOM)に先立ち、ILO マルチバイ事業として実施されている「ASEAN 地域の環境整備事業(労使関係プロジェクト)」に係る協力委員会(PCC)が開催された。

【出席者】

ASEAN 各国労働行政官、ASEAN 事務局、ILO 専門家、(財)日本 ILO 協会中村会長ほか

厚生労働省より、勝田国際課長、安井課長補佐が出席

【主な議題】

(1)昨年度の事業活動のレビュー

(2)本年の事業内容、今年度開催予定の地域セミナーについて

【結果概要】

議題(1)について

(イ)我が方から、事業の経緯について説明するとともに、本年4月にバンコクで行われた労使代表、ILO、日本、ASEAN 事務局等によって行われた労使問題チーム会合(IRT)の結果を説明した。

(ロ)続いて、本年2月に実施された第1回の労使セミナーの結果、本年4月に実施された労働問題チーム(IRT)の結果について、インドネシア政府から、セミナーの出席者、セミナーのテーマ、発表の内容について説明があり、ILO から、セミナーの結果の詳細を説明があった。

議題(2)について

(イ)ILO より、IRT の結果について、マレーシアをリード国 の候補として選定したこと、テーマ候補として "Emerging Industrial Relations Issues and Trends in the ASEAN Countries in the time of Financial/Economic Crisis" を選定したこと、成果として、ASEAN が作成している "ASEAN Guidelines on Good Industrial Relations Practices"との整合性をはかること等について説明があった。

(ロ)続いて、我が方より、3年間の事業の最終成果として、ロードマップを作成することになっているが、その具体的な内容として、ASEAN のガイドラインを実現するためのチェックリストや好事例、インターネットへのゲートウェイ用 CDROM からなるツールキットを作成すべきであるとの提案を行った。

(ハ)マレーシア政府より、リード国に立候補すること、セミナーはクアラルンプールを予定しているとの表明があり、各国から承認された。

(ニ)中村会長より、テーマが労使関係以外に話が拡散しやすいことから、より詳しく議論する内容(テンプレート)を決めるべきとの発言があり、ILO が原案を作成し、それを参加国に配布して意見を募集することになった。

(ホ)ベトナム、ラオスより、ASEAN 地域のセミナーのみならず、CLV 各国に対する国別セミナーを開催してほしいとの要望があり、我が方より、日本とILOとの合意では、国別セミナーはオプションとなっており、実施可能かどうか予算面から ILO と協議したいとの返答を行った。

ASEAN+3高級労働事務レベル会合(ASEAN+3 SLOM)結果

【日時・場所】

平成21年5月14日・ラオス(ビエンチャン)

【出席者】

ASEAN 各国、韓国・中国労働関係行政官、ASEAN 事務局ほか。

厚生労働省より勝田国際課長、安井課長補佐が出席。

【主な議題】

- (1)金融危機後の対策について
- (2)ASEAN+3における労働分野協力状況について
- (3)新規協力案件について

【結果概要(我が方の対応)】

議題(1)について

冒頭挨拶にて、ASEAN+3 SLOM の枠組みの重要性を改めて強調。

- (イ)我が方より、①金融危機後の日本経済と雇用、②緊急経済対策と雇用対策、③新興国、途上国への支援の必要性について発言。
- (ロ)中国、韓国より、金融危機後の労働市場情勢(失業者の増加、雇用の減少)や、景気対策に関する説明(公共事業促進、金融機関のリפורーム、主要産業の調整、職業訓練、職業安定システム・セーフティネットの強化等)があり、我が方からは、①雇用調整助成金による雇用維持、②再就職心、能力開発、雇用創出等による積極的労働市場政策、③非正規労働者等に対する生活支援策、④雇用保険制度の見直し等のセーフティネットの整備等の対策を説明するとともに、中長期的な施策との整合性について説明。

議題(2)について

- (イ)ASEAN事務局は、中国、日本、韓国との協力事業を説明するとともに、前日に行われた ASEAN と日本と ILO の協同事業である労使関係事業の協力委員会の結果について、マレーシアがリード国となり、クアランプールでセミナーを開催すること等について説明。
- (ロ)我が方より、①上記労使関係事業、②ASEAN と協働で行う人材開発に関する事業、③安全衛生に関するダイアログと JICA 事業の進捗状況について説明した。

議題(3)について

- (イ)ASEAN 事務局より、「アセアン統合に向けてのロードマップ」の説明があり、新たな協力について呼びかけがあった。
- (ロ)我が方より、失業保険の整備、雇用創出等積極的労働市場政策とそのための雇用保険の整備により、アジアにおける雇用のセーフティネットの整備を支援する事業を検討していること、来年度の SLOM において、詳細について説明すること等について説明。
- (ハ)これに対し、比より、セーフティネット構築のためには、職業紹介機関の能力向上が必要であり、それに対する支援の要望があったが、JICA 事業としてインドネシアで雇用サービスセンターの機能拡充に関するプロジェクトを実施することとなっており、その結果を踏まえつつ今後も支援を行いたいと回答。

ILOマルチバイ事業「ASEAN 地域労使関係事業」
第3回労使問題チーム(IRT)会合について(結果)

【日時・場所】 平成21年9月10日・タイ(バンコク)

【出席者】 山本 ILO・ROAP総局長、リショット ROAP 専門家、構CTA、フィフィ ASEAN事務局職員、オマー・マレーシア労働省国際課長、労働者代表(2名)、使用者代表(2名)、中村ILO協会会長
厚生労働省より、麻田国際企画室長、安井課長補佐が出席。

【会合趣旨・主な議題】

標記会合は、我が国が拠出する「日・ASEAN・ILO労使問題プロジェクト」の実施内容について、政労使三者構成主義に基づき、事業共同実施者(ILO事務局、ASEAN事務局、我が国厚生労働省)とASEAN地域の労使関係団体の代表が協議を行うための会合である。

- (1) 前年度実施内容の報告
- (2) 3年間のプロジェクト全体の最終成果・成果物の特定
- (3) 本年2月に開催された好事例報告書と国別セミナーの実施について
- (4) 第2回セミナー”Emerging Industrial Relations Issues and Trends in the ASEAN countries in the Time of Financial and Economic Crisis”について

【結果概要】

I. 議題(1)については、ROAPより、前年度の実施結果の報告があり、ASEAN事務局からは、ASEAN が作成している労使関係好事例ガイドラインについては、結社の自由の部分の記述について加盟国の意見が分かれており、9月に開催される予定のWGにおいて再度議論を行う旨の報告があった。

II. 議題(2),(3)については、我が方から、①最終成果物として企業の労使リーダーが使用可能な教材・データベースを作成すべきこと、②前回のセミナー報告書をASEANが出版する場合に日本の拠出によることを明記すべきこと、③国別セミナーの開催については、CLVM 諸国が参加する準地域会合として、ベトナムで開催すべきこと等について提案を行った。①については作成には合意が得られ、ROAP とドナーの間で詳細を検討することとなった。③については、ミャンマーの参加方法について議論があつたが、ミャンマーが自前財源で参加する場合は参加を受け入れることで合意し、開催場所についてはROAPでさらに検討することとされた。

III. 議題(4)については、①これまで類似の会合が多数行われており、それら会合の結論等を冒頭に紹介することで同じ議論を避けるべきこと、②セミナーにおいては、労使関係への影響と対応について集中して議論すべきこと、③サブテーマを3~4つ設け、それぞれにリード国を設定して事例レポートを事前提出させ、それに基づいて議論を行うこと、④セミナーは、来年2月3~4日にKLで開催し、日ASEANのほか中国、韓国の政労使も招待すべきこと等について合意がなされた。この議論を踏まえたサブテーマとリード国、当日のアジェンダ案についてはROAPが原案を作成することとされた。

ILOマルチパイ事業「ASEAN 地域労使関係事業」ASEAN地域セミナーについて

平成21年度の標記セミナーについては、労使関係チーム(IRT)、日・ASEAN労働問題協力委員会(PCC)での協議の結果、以下の予定となっているので、労使からも御出席いただきたい。

【開催日時】 平成22年2月3~4日

【開催場所】 マレーシア国クアラルンプール市

【テーマ】 「金融経済危機下においてASEAN諸国に増えてきた労使関係の問題と動向」(Emerging Industrial Relations Issues and Trends in the ASEAN countries in Time of Financial and Economic Crisis)

【実施内容】

前回(2009年2月)インドネシアで開催した地域セミナーと同様、ASEAN諸国及び日中韓の政労使を招待し、事前に設定したサブテーマ(3~4)とサブテーマ毎のリード国より事例レポートを報告し、それに基づいて議論を実施する。

なお、サブテーマは、以下の4つで検討されており、それぞれテーマにおける金融経済危機による影響について議論を行う予定である。日本は、3について報告書作成及び発表を行う方向でILO内部で検討中である。

- 1 社会的対話(Social Dialogue)
- 2 労働協約(Collective Bargaining)
- 3 労働紛争の防止と解決(Labour Dispute Prevention and Resolution)
- 4 雇用形態への影響(Employment Implication)

ILOマルチバイ事業「ASEAN 地域住民・労働者健康確保事業(ILO/WHO コラボ事業)」
合同運営委員会(JSC) 結果報告

【日時・場所】 平成21年9月7日・ベトナム(ハノイ)

【出席者】 ヴァン労働安全局次長(労働・傷病兵・社会省)、ラン予防医学・環境局次長(保健省)
 オリーブ WHO ハノイ事務所代表、小川 WHO/WPRO 専門家
 キガード ILO ハノイ事務所所長、川上 ILO/ROAP 専門家他
 厚生労働省より、武井国際協力室長、安井課長補佐、西澤国際協力専門官が出席。

【会議趣旨・議題】

標記合同運営委員会は、ILO、WHO、ベトナム労働省、ベトナム保健省と日本が一堂に会し、ILOトラックとWHOトラックの間の協働内容について協議を行うもので、半年に一回開催される。昨年2月のJSCは、ベトナム側は副大臣、日本側は総括審議官で対応。今回は事務レベルでの会議となった。

- (1) 2010 年 3 月開催予定の中小企業の労働安全衛生に関する ASEAN ワークショップの内容
- (2) プロジェクトサイトでの労働・傷病兵・社会省(MOLISA)と保健省(MOH)の可能な協働の在り方
- (3) WISE(Work Improvement in Small Enterprises)による職場改善を実施するために、アスベストを使用している小規模事業場の選択

【結果概要】

- (1) MOH が、共同プロジェクトサイトの追加を希望したが、MOLISA 側に予算がないため、MOH がそのサイトで実施する事業にあたっては、MOLISA は予算の必要のない範囲で協力をを行うことで合意。
- (2) 協働内容として、川上 ILO 専門家より、①国家 OSH 計画策定、②共同の WS の開催、③企業レベルの OSH 促進のためのマニュアルの作成、④事業場からの報告システムの改善、⑤イベントへの相互の招待、⑥プロジェクトサイトでの調整会議の開催、⑦協働 web サイトの立ち上げ等について提案があった。
- (3) ②については、MOH/WHO 側が ASEAN 諸国からの招聘予算がないことを表明したが、会合後の非公式会合で WHO/WPRO から別途予算を支出することで合意。④については、MOH 側から対応困難との意見表明があった。
- (4) 我が方からは、①WS の内容としては、今後6ヶ月間の活動内容を特定した上で決定すべきこと、例としては、MOLISA 側では化学物質、粉じん環境下での作業の改善、MOH 側では、基本的労働衛生(BOH)の確保、アスベスト関連疾患のスクリーニング、診断等が考えられること、②各プロジェクトサイトにおいて、四半期ごとに調整会議を開催すべきこと、③年末までに活動内容報告書をとりまとめ、その内容を WS に反映すること等について提案を行った。MOLISA からは、提案を踏まえ、MOH と協議するとの返答があった。
- (5) MOH より、来年1月に次回 JSC と WS を開催したいとの要望があったため、当方より、1月にはベトナムレベルで調整会合を開催し、ドナーや ROAP,WPRO も入った JSC を3月15日(ILO理事会)以前に開催することを提案し、合意を得た。